

1 改正の目的

- バリアフリー法施行令の改正（※1）に伴い、各基準との整合を図るための改正を行う。（※1） 公布:令和6年6月21日 施行:令和7年6月1日

2 主な変更点

（1）トイレに係るバリアフリー基準の見直し

（現行）建築物に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。

⇒ 原則、建築物の階ごと（各階）に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。

（2）駐車場に係るバリアフリー基準の見直し

（現行）駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。

⇒ 原則、駐車施設の数に応じ、一定数以上（※2）の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

（※2）駐車施設の数が200 以下の場合：当該駐車施設の数 $\times$ 2 %以上

駐車施設の数 $\geq$ 200 の場合：当該駐車施設の数 $\times$ 1 % + 2 以上

（3）劇場等の客席に係るバリアフリー基準の見直し

（現行）客席毎に1以上、車椅子使用者用部分を設ける。

⇒ 座席数に応じ、一定数以上（※3）の車椅子使用者用部分を設ける。

（※3）座席数が400 以下の場合：2 以上

座席数が400 超 の場合：当該座席数の0.5%以上

3 今後のスケジュール

- 令和7年3月公布予定 同年6月施行予定